

1 中小事業者への支援策の強化について

コロナ禍でこの2年間苦労を重ねながら頑張ってきた中小事業者の経営状況は深刻です。別府の喫茶店の方は、「営業時間短縮要請協力金の対象外で、今日も売上げ最低を更新、今日もまたかという状況だ。仕入れて準備して廃棄しての繰り返しでモチベーションが落ちる。第6波は本当に厳しい。次の波が来たらもたない」と訴えています。

私たちがお願いしたアンケートには97件の回答が寄せられました。「経済的影響」についての問いに、「収入が減った」の項目にチェックが一番多く、次に「物価高」の項目です。

「改善が必要だと思うこと」についての問いには「消費税の減税・インボイス制度の中止」が一番多く、ついで「事業継続支援金の復活」、次に「復活支援金の増額」の項目に多くのチェックがありました。記述欄には「夜の街が止まると、飲食店の方の利用が多い美容室やクリーニング等の売上げの減少が大きい」、「食事などの外出が減り婦人服が売れず大きな被害を受けている」など、打撃を受けているが時短協力金の対象外の方から不公平感を訴える声が多く寄せられています。「毎月赤字だ」、「毎月の支払いが滞るくらいひっ迫している。病院代がなく病院にも行けない。ガソリン代が高すぎる。ガソリン税のトリガー条項を適用すべき」、「ガソリンの二重課税、収入減、物価高による生活苦。苦しいのは子育て世代だけではない。支援は主に子育て世代や企業に向けられている」など、政治への不満を訴える声も切実です。

暮らしに困っているときに暮らしを支えるのは地方自治体の責任です。観光誘客や旅行代理店支援の旅割やプレミアム商品券も大切ですが、これまでも繰り返し求めてきたように、中小零細事業者にあまねく支援が行き渡ることが必要です。

次の3点について対策を求めます。一つ目は事業継続支援金の復活と更なる限度額の引上げと家賃などの固定費への助成。二つ目は、県税の減免。三つ目は融資の返済額の減免です。中小事業者は、政策金融公庫、県制度資金、民間の保証協会付き融資などの融資を受け、何とか乗り切ろうと努力しています。今後、返済の本格化が予想されますが、経営状況が悪い中で、県制度資金については返済額の減免が必要です。併せて、条件変更した場合に柔軟な対応をとるよう、金融機関に徹底することも必要です。

中小零細事業者は地域経済の担い手であり、支援を強めなければならないと思います。知事の見解を伺います。

2 退職手当について

知事の1期4年間の退職手当は3,240万7,961円です。この額が4年ごとに税金から支給されます。私は選挙のたびに首長に高額な退職金が支払われることを知った時にとっても驚きました。

一方、県民はコロナ禍で苦勞し、実質賃金が減り、年金も生活保護費も引下げが続いています。食料品や灯油代、ガソリン代などの物価上昇が一層家計を圧迫し、電気代も灯油

も辛抱して暗くなったら布団に入って暖を取るという低所得者の状況を見聞きします。「ステイホームで光熱水費がかなり上がった」、「障害者年金だけでは生活できない」という声もアンケートに寄せられました。

岸田政権は、75歳以上の医療費窓口負担の2倍化も10月から実施する構えです。介護保険料引き上げも繰り返され、県民の暮らしは困窮しています。

生活と健康を守る会は、低所得者に対し高騰する灯油代の助成を要望しました。私も12月の常任委員会で求めましたが、県の回答は「県独自の対策は考えていない」というものでした。

大分県は東アジア文化都市に指定されました。県民の暮らしがこれほど困窮している中で文化都市と言えるのか、と私は思います。文化都市というなら、誰もが人間らしい生活を送れるようにすることが必要なのではないでしょうか。「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と生存権の保障を定めた憲法25条が生きるまちづくりを進めることが、文化都市としての在り方ではないのか、と私は思います。

県民誰もが人間らしい生活を送っているとはとても言えない。その中で、4年ごとに3,240万円を超える知事の退職手当は県民の理解を得られないと思います。知事の退職手当は大幅に引き下げるべきだと考えます。知事の政治姿勢として県民の苦しみに寄り添い、大幅に引き下げる姿勢が求められていると私は考えます。

知事の見解を伺いたいと思います。

3 新型コロナウイルス感染症への対応について

(1) PCR等検査について

感染の波を未然に防ぐためにも、無料検査場の増設や開設時間の延長などPCR等検査を拡充すべきだと考えます。

医療と介護の崩壊を防ぐ上でも、高齢者施設や医療機関などを頻回の定期検査によって守ることが急務となっています。国が主導して、いつでも、誰でも、無料で受けられる大規模なPCR検査体制を確立し、検査キットなど資材の調達、陽性者の保護に責任を持つように県として国に求めるべきです。

無料検査が拡充されたことは大いに評価しています。ただ、検査可能な場所がない市町もあります。私たちのアンケートへの声ですが、「検査を日曜や祝日も受けられるようにしてほしい。土曜も半日しかない。17時までだが、もう少し遅くまでしてほしい」「宇佐市では、同じ薬局での検査なのに、市が実施していたときよりも県が実施するようになって時間が短くなった」と訴えています。徹底した検査体制の確立こそがコロナ禍の収束の鍵だと思います。国への要請と検査体制の拡充について答弁を求めます。

(2) 医療機関への支援と保健所体制の強化について

自宅放置で亡くなる方を二度と出してはなりません。

国は地域の医療体制強化が急務であるにもかかわらず、発熱外来への補助金や診療報酬の加算を昨年中で打ち切ってしまいましたが、これらの補助金の復活や、診療報酬の引上

げなど、医療機関への支援を抜本的に強化するよう国に求めるべきだと考えます。

東京都の墨田区保健所は、昨年夏の第5波に際し、定数の10倍以上に当たる110人の感染症対策の体制をつくり、重症・死亡事例を数か月にわたってゼロに抑えています。

墨田区に学び、更に保健所体制の抜本的強化を図ることが必要だと考えます。墨田区の西塚保健所長はこう述べています。「次々に民間委託となり、保健所から検査機能が失われ、保健所そのものも減らされてきた。そんな中、商売にならない検査を続けてきた検査技師がいたおかげでコロナにも対応できた。本当に人は大事です。金にならないことをやって危機に備える。これこそ公衆衛生です」と。この姿勢に学ぶべきだと考えます。

本県では今年度来年度で9か所の保健所に保健師と事務職員各1名ずつ計18名の定数増を行います。これを評価し、職員の皆さんの努力に敬意を表します。その上で、保健所を中心に関係部署の人員体制をさらに充実すべきだと考えます。

以上の点について答弁を求めます。

4 日出生台での米軍演習について

在沖縄米軍の実弾射撃訓練が4月から6月の間に日出生台演習場で実施されるとの報道がありました。訓練の廃止を求めるべきだと考えます。そもそもこの演習は、沖縄の基地負担軽減のために、全国5か所の演習場で負担を受け入れる中で実施が決まったものですが、沖縄でも各地でも負担は増えています。演習そのものの廃止を私たちは一貫して求めてきました。

さらに今はコロナ禍です。日米地位協定のもとで米軍関係者は軍の管理下で入国し、コロナの感染対応も米軍任せです。米軍基地がある沖縄県で昨年12月にオミクロン株が初めて確認され、岩国基地がある山口県、隣接する広島県でも感染が拡大し、米軍基地が感染対策の抜け穴になっていると新聞で報じられています。その中での訓練は許せません。2019年度の訓練では8日間で終わるはずの訓練を一日延ばし、小火器実弾射撃訓練を実施しました。さらに、県と地元自治体が九州防衛局と交わした確認書で冬期の夜間射撃を午後8時までとしているにも関わらず、2020年2月には午後8時以降も射撃を繰り返しました。知事も上京して防衛大臣に抗議され、防衛局もあらゆるレベルで自粛を何度も要請してきたとのことですが、午後8時以降の射撃自粛を日米の合意事項とすることは米側が拒否するという状況です。米軍は「地域での合意は国家政府の合意ではない」という態度で、私は住民をバカにしていると怒りを感じます。そんな中で今回は、報道が先行し県にも九州防衛局にも連絡がなかったと聞いております。春の観光シーズンや放牧への影響が心配されています。訓練情報については早期の情報開示を求めるとともに、防衛省に対して強く抗議し、演習の廃止を求めるべきです。県の見解を求めます。

5 子育て支援策等について

人口減少問題は本県の大分県の重要な課題です。今年1月上旬に明石市を視察させていただきました。明石市は、子どもを核としたまちづくりで、人口減少、少子化、地方衰退を克服しています。

明石市は独自の 5 つの無料化を所得制限なしで実施しています。子どもの医療費無料化の対象を高校 3 年生まで拡大。中学校給食の無償化を中核市以上で全国初めて実施。関西初の第 2 子以降の保育料の完全無料化。主な公共施設の入場料無料化。そして、紙おむつなどを毎月届け支援につなげるおむつ定期便。この 5 つです。

他にも多様な子育て支援策に取り組むことで、人口減少から 9 年連続人口増に転じ、2020 年に 30 万人を突破し過去最高となりました。特に子育て層が大幅に増加し 2018 年の出生率は 1.70 で、91.2%の市民が住みやすいと明石市が実施したアンケートに答えています。来街者は 7 割増となり、にぎわいを取り戻し、地価は 7 年連続上昇。市税収入も 7 年連続増加しています。

子育て世代は子育てしやすい自治体を求めており、子育て支援策の充実が子育て層の人口増加と税収の増加につながり、更なる施策の充実へ、という好循環を生み出しています。

(1) 子ども医療費助成制度について

本県では子ども医療費助成制度は 15 年間改善がなく、通院は小学校入学前まで、入院は中学卒業までが対象で、上限はあるものの 1 日 500 円の自己負担があります。再三にわたり拡充を求めてきましたが、新年度も改善なしで大変残念です。兵庫県は、所得制限や自己負担はあるものの、入通院とも中学卒業までの助成制度があります。福岡県は今年度から中学卒業まで拡大しました。東京都は、現在中学生までとしている医療費助成の対象者を高校生卒業年齢まで 2023 年度から拡大するとのことです。財政力の違いはあるかと思いますが、明石市のように人口増に向けて取り組むべきと考えます。答弁を求めます。

(2) 子育て支援策の強化について

明石市では、見守り支援員が 0 歳児の赤ちゃんがいる家庭に紙おむつなどを直接届けるおむつ定期便を実施しています。経済的負担や保護者の精神的負担の軽減とともに、支援が必要な家庭を見つけて必要な支援につなげています。兵庫県はコープに委託し、子育て経験があるスタッフが研修を受けた上で訪問しているとのことです。本県で実施している子育てほっとクーポンは評価するところですが、今の事業を更に発展させて、アウトリーチ型でニーズを見いだし必要な支援につなげていく積極的な取組を求めます。

以上の点に学んで、子育て支援策を強化すべきと考えます。県の見解を求めます。

(3) フリースクールの利用について

子どもたち、若者たちには多様な居場所が必要だと考えます。その一つとして、フリースクールの利用について質問します。

2016 年 12 月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」いわゆる「教育機会確保法」が成立し、翌年 3 月には基本指針が文部科学省より出され、不登校支援の在り方は大きく変わりました。

基本指針では、これまでの一步でも教室に近づける学校復帰ではなく、子どもの意思を尊重しながら社会的自立を目指すという方向に変わりました。つまり、「学校で学ぶこと」

が全てではなく、学校以外の場で多様な学習活動をすることも重要であると変わったのです。

2020年度の大分県の小中学生の不登校は1,992人で、5年連続で増加しました。特に小学生の不登校は5年間で2倍以上に激増しています。

不登校の子どもが過ごす居場所の一つである民間のフリースクール。その利用料は一人3万円前後かかり、家計を圧迫するため思うように利用できません。特に小学生の不登校の場合は、一人で家にいさせることは難しく、ひとり親の場合は仕事にも行けないなどの困難を抱えています。

そこで提案ですが、フリースクールを利用している保護者に利用料の補助をしてはどうでしょうか。例えば、茨城県では通所にかかる費用の半額を補助しています。確保法や基本指針で明記されている子どもの教育を受ける権利を保障する意味で、必要だと思います。

次に、フリースクールの情報を届けることです。大分県教育委員会が発行している「不登校児童生徒支援ガイド」には、民間のフリースクールや親の会の情報が掲載され優れた内容となっています。しかし、学校に一部ずつしか配布していないために、学校現場の先生でもその存在を知らない方がいると伺っており、保護者へのフリースクールの情報は不十分です。

情報発信の一つ目として、県教委のホームページでフリースクールや親の会などを紹介していますが、わかりやすくして下さい。現状では、分かりにくいとの親たちの声を聞いています。

二つ目に、フリースクールや親の会の連絡先等が明記された一覧表を一枚のチラシにしたものを、小中高校生のすべての保護者に配布をしてください。

フリースクールの利用のための補助と周知について答弁を求めます。

(4) 多様性を尊重する社会づくりについて

明石市ではLGBTQ+施策担当職員として、性の多様性への理解があり経験等を有する方を全国公募で採用し、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入や専門相談などに取り組んでいます。県内では、臼杵市が既にパートナーシップ制度を導入しており、豊後大野市や竹田市も今年4月よりその予定となっています。都道府県でも、茨城、大阪、群馬、佐賀、三重、青森の6府県で導入されており、東京都や福岡県も来年度導入予定と聞いています。悩み苦しんでいる方や子どもたちがいます。生き辛さを解消し、誰もが自分らしく生きられる社会づくりを進めるため、本県でもこれに学んで性的少数者を採用し当事者のみなさんの意見を生かし、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入や相談、啓発などの取組を進めるべきではないでしょうか。答弁を求めます。

6 温泉を生かした観光振興について

一昨年9月の一般質問で、私は、大分県温泉道でおんせん県おおいたのPRをしてはどうかと提案し、「市町村の意見も聞きながら研究していく」という局長答弁を頂き、知事からも「大分県温泉道や大分県の温泉名人もあってもいいかな」と前向きな答弁を頂きました。

その後研究や具体化が進んでいるのでしょうか。コロナ禍で県内・近県で楽しんでいただき地元のよさを見直し、冷え込んだ地域経済の活性化につながればと思います。温泉道はスタンプラリーであり、せっかくだくさんある個性あふれる温泉を回り温泉の恵みを堪能していただきたいし、SNS でアップする方も多く PR になります。途中での消費効果も期待できます。期待の声が多く、「九州外なので九州温泉道は金銭の面でも時間的にもハードルが高く、おおい温泉道があったらいいのになあと、ずっと思っていました」などの声が寄せられています。是非、早期に実現をと考えますが、どうでしょうか。答弁を求めます。

7 人権尊重社会づくり推進条例について

「人権尊重社会づくり推進条例」の改正案がこの議会に提案されています。SNS 等による誹謗中傷、性的少数者や感染症に伴う偏見や差別について解決すべき課題として前文に明記することについては、評価するものです。しかし、条例名とともに改正案の随所に「部落差別等」や「部落差別をはじめ」などと「部落差別」の文言が挿入されており、こうした文言は削除すべきと考えます。

国民も行政も差別をなくすために努力してきた結果、基本的には部落問題は解消されてきたと思っています。今回の条例改正は、そんな努力に逆行するものではないかと感じます。残された差別を解消する取組はもちろん必要ですが、あえて部落差別などの言葉を各項目に挿入する必要はないのではないのでしょうか。他のいろいろな差別と同じように扱うべきだと思います。

条例改正の背景の一つに、県民意識調査で「子どもが同和地区の人と結婚する場合、何らかの形で『反対』が約 6 割に上る」としていますが、架空の「同和地区」を前提にした設問自体がおかしいと思います。また、婚姻の成立は、憲法 24 条に定められているように両性の合意のみとされており、この点でも設問自体がおかしいと思います。それを条例改正の背景の根拠としていることに納得がいきません。都道府県の課の名前に部落差別解消という言葉を含むのは大分県だけです。フィールドワークを行政主催で実施している自治体も県外には見当たりません。

条例名等の修正について答弁を求めます。